

固定資産評価・公課証明書等の交付にかかる必要書類

<p>不動産の売買にかかる場合(業者の申請による)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産売買の契約書の写し ※契約事項に交付の委任が記載されていること
<p>相続の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者(被相続人)の死亡が確認できる書類(除籍謄本等)の写し ※所有者(被相続人)の本人の住民票が本町にある場合は不要 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・相続人と被相続人の相続関係のわかる書類(親子等関係のわかる戸籍謄本等)写し ※本町在住の同居の家族が申請する場合は不要
<p>競売物件の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所への競売物件申立書等(物件目録等)の写し
<p>1月2日以降に、所有権を取得した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所有権が移転した旨を証明する書類等の写し